

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇規則 通訳案内業法施行細則
- ◇告示 鳥取県営住宅の家賃設定  
鳥取県営住宅入居者の募集  
保母試験の期日及び時間表の変更
- ◇教委告示 鳥取県保護文化財の指定

## 規則

通訳案内業法施行細則をここに公布する。

昭和二十七年九月二十四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

### 鳥取県規則第七十六号

通訳案内業法施行細則

通訳案内業法（昭和二十四年法律第二十号）に基きこ

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

の規則を定める。

（総則）

第一條 通訳案内業法（昭和二十四年法律第二十号）の施行については、通訳案内業法施行規則（昭和二十四年省令第二十七号、以下「省令」という。）によるの外、この規則の定めるところによる。

（免許申請書、免許更新申請書の様式）

第二條 省令第七條の規定による免許申請書及び免許更新申請書は、別記第一号様式による。

（免許証再交付申請書、免許証書換申請書の様式）

第三條 省令第九條の規定による免許証再交付申請書及び免許証書換申請書は、それぞれ別記第二号様式及び第三号様式による。

（手数料の納付方法等）

第四條 省令第十條の規定による手数料は申請書に添え納付しなければならない。

附 則

この規則は公布の日から施行する。

別記第一号様式

通訳案内業(免許更新)申請書

本籍  
現住所

(振仮名及びローマ字をつけること)

氏名  
年月日生

交付番号  
No.

通訳案内業免許更新を受けたいので別紙関係書類を添えて申請します。

昭和 年 月 日

鳥取県知事氏名殿

別記第二号様式

通訳案内業免許証再交申請書

本籍  
現住所

氏名印

(振仮名及びローマ字をつけること。)

氏名  
年月日生

交付番号  
No.

通訳案内業免許証を亡失(き損)したので再交付願いたく、関係書類及び写真二葉を添えて申請します。

昭和 年 月 日

鳥取県知事氏名殿

別記第三号様式

通訳案内業免許証書換申請書

昭和 年 月 日 交付第 号免許証を左記のとおり書換願いたく免許証を添えて申請します。

昭和 年 月 日

鳥取県知事氏名殿

記

氏名印

告示

鳥取県告示第四百五十一号

鳥取県管住宅管理條例(昭和二十六年十二月鳥取県條例第六十六号)第七條第一項の規定により米子市に設置した鳥取県管住宅の家賃を次のように定める。

昭和二十七年九月二十四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

月額 二千元

鳥取県告示第四百五十二号

公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第十六條第一項の規定により鳥取県管住宅入居者を次のように募集する。

昭和二十七年九月二十四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

- 一、場 所 米子市富士見町二丁目
- 二、構 造 鉄筋コンクリート造 三階建

- 三、募集の戸数 十八戸
- 四、一戸当り間数及び主要な施設

六疊一、四疊半一、二疊一、玄關、水洗便所、炊事場

- 五、受付期間 自昭和二十七年九月二十一日至十月二十日

- 六、受付機関 米子市役所 厚生課

- 七、入居の期日 十一月下旬

- 八、家 賃 月額二千元

- 九、敷 金 家賃の三月分相当額

- 十、入居申込者の資格

A、現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻の予約者を含む。)があること。

B、入居申込者(同居しようとする親族を含む。)の毎月の収入の合計から扶養親族一人につき一千元を控除した額が家賃(二千元)の六倍以上十五倍以下(その額が二万円をこえるときは二万円)以下で

- あつて家賃の支払能力を有し、保証人二人以上ある者。
- 十一、入居申込者の選考基準
- 1、住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者。
  - 2、他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者。
  - 3、住宅の規模又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者。
  - 4、正当な理由に因る立退の要求を受け適当な立退先がないため困窮している者。(自己の責に帰すべき事由に基く場合を除く。)
  - 5、住宅がないため勤務の場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は毎月の収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者。

- 6、前各号に該当する者の外現に住宅に困窮していることが明らかな者。
- 十二、入居の申込について要する書類
- 入居の申込者は、県管住宅入居申込書(米子市役所厚生課、県建築課にそなえる)に左の書類を添えて受付期間内に米子市役所厚生課に提出すること。
- (i) 十のBの収入に関する証明書
  - (ii) 十のAの現に同居し、又は同居しようとする親族全員の市町村長の証明書
  - (iii) 十一の各号の一に該当する旨の市町村長の証明書
- 十三、入居者の選考
- 実態調査の上入居申込者の数が募集の戸数を超えるときは、公開抽せんの方法により決定する。
- 鳥取県告示第四百五十五号
- 昭和二十七年八月鳥取県告示第四百二十六号をもつて公示した昭和二十七年年度児童福祉施設保母試験の試験期日及び試験時間表を次のとおり変更する。

昭和二十七年九月二十四日  
鳥取県知事 西 尾 愛 治

一、試験期日「昭和二十七年九月二十七日、二十八日(二日間)」を「昭和二十七年九月二十七日から二十九日まで(三日間)」に変更する。

二、試験時間表に次のように加える。

九月二十九日	午前九時から 十時まで	十時から
栄 養 学		実習適性試験

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十五号

鳥取県文化財保護条例(昭和二十七年四月鳥取県条例第十三号)第六條の規定により神崎神社の建造物及び彫刻を昭和二十七年九月十五日次のとおり鳥取県保護文化財に指定した。

昭和二十七年九月二十四日

鳥取県教育委員会

記

種別	名称	員数	構造及び形式	所有	所有者
鳥取県 保護文 化財	神崎神社 本殿	一棟	桁行六尺八寸、梁間六尺三寸、二重向拝、八ツ棟造、棟札七枚、附保札七枚、享保十八年九月朔元辰間十月朔日、明和四年十月朔日、千文政四年辛巳十月朔日、千文政四年辛巳十月朔日、千文政四年辛巳十月朔日、嘉永六年癸丑四月廿四日御遷宮の	所有	鳥取県東伯郡赤碕町大字百番地

編集 衆議院法制局  
参議院法制局

# 現行法規總覽

加除式(全二十三卷) 定価15,000円 送料実費

1 加除式綜合法規書として最高の良書

理

2 加除整理社員を鳥取県下に來駐し常

理

に加除整理をサービスして居ります

3 御購讀の御下命は下記へ

本社 東京都港区芝西久保櫻川町二五

支社 長野市岡田町一七六

営業所 広市島上柳町二三

第一法規出版株式会社

彫  
刻

一、 一、 一、 向平神  
拜殿崎  
扉一そ獅木井向殿 神社  
点の子端の拜 社の  
他 の龍天 の

三 一  
口 口

# 地方人事に関する百科全書

## 本書の特色

本書は広汎多岐の法令を分類整理し、地方公務員法、教育公務員特例法の逐條毎に通知、行政実例、條例案、法制意見、判例等を集録し、自治法、警察法、労務関係諸法及び消防組織法、恩給法、国家公務員共済組合法等の関係法令を添えてあり、公務員に関する事務にたずさわるものが日常座右に備えるべき絶好の書である。

## 参考資料

**一般関係** △地方公務員法の実施について  
△地方公務員法の制定に伴う関係法律の整理に関する法律の施行に関する件 △恩給法  
△国家公務員共済組合法 △地方自治法 △地方自治法施行令 △地方自治法施行規則  
△地方自治法の施行に関する件

**教育関係** △教育公務員特例法の施行 △教育公務員特例法の趣旨について △地方公務員法施行に伴う教育公務員の身分取扱について △教育委員会法 △教育委員会法施行令 △教育委員会の委員及びその任命に係る職員の身分取扱について

**警察関係** △警察法の一部を改正する法律の施行について △警察法の一部を改正する法律の施行に関する件(抄) △警察法 △警察法及び消防組織法の施行に伴う関係職員の身分について

**消防関係** △地方公務員法の施行に伴う消防職員に関する條例及び規則の取扱について △消防本部に関する條例及び規則の準則の改廃について △消防組織法

- A 5 版 上 級 紙
- 総 頁 1.100 頁 全 一 巻
- 定 価 9 5 0 円 (送共)
- 内 容 見 本 御 申 込 次 第 送 付

加除式

# 地方自治庁公務員関係法令実例判例集

地方自治庁公務員課編集

昭和四年四月廿五日  
第三種郵便物認可

発行日  
火、金

印 発

刷 行

鳥 取 者

縣 鳥 取

鳥 取 市 東

取 東 町

縣 取 町

刷 所

發 行 所

第一法規出版株式会社